

淀川水系流域委員会 第 47 回委員会 結果概要

開催日時：2005 年 12 月 22 日（木）10：00～12：40

場 所：みやこめっせ 1 階 第 2 展示場 D 面

参加者数：委員 22 名、河川管理者（指定席）20 名

一般傍聴者（マスコミ含む）218 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、
後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
4. 一般傍聴者からの意見聴取

1. 決定事項

- ・審議資料 1「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見（案）」が、委員会意見書として、承認された。
- ・「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見」の考え方に対して異なった意見がある場合は、2006 年 1 月 5 日正午までに庶務に提出する。ただし、表現に対する意見は受け付けない。提出して頂いた少数意見は、ダム意見書WG（1/7）で検討し、第 63 回運営会議（1/9）で少数意見として付するかどうかの採否を決定する。採否は運営会議に一任する。少数意見を付した「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見」は、第 48 回委員会（1/18）で配布する。

2. 報告の概要

庶務より、報告資料 1 を用いて、前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

ダム意見書WGリーダーより、パワーポイントを用いて、審議資料 1「淀川水系 5 ダムの調査検討についての意見（案）」の説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

- ・「1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え」の「人間生存に不可欠」は、状況によって多様な解釈があり得る。具体的に適用していく上では意見が分かれるだろう。
 - ←「人間生存に不可欠」は、環境面から語った夢だと思っている。委員会としての具体的な意見は、この項の末尾 4 行だ。「人間生存」は、人の生死ではなく、「豊かに暮らしていく」という意味も含まれていると理解してほしい（ダム意見書WGリーダー）。
- ・「1-2 治水面からみた考えダムについての基本的な考え」や「1-3 利水面からみたダムについての基本的な考え」には、自然環境面から見た問題点（上下流の連続性遮断等）が指摘されてい

るが、本来は環境の項目に書くべきことではないのか。

←切り分けて書く方法もあるが、環境は治水と利水にも関わる事項なので、現在のような書き方になっている（ダム意見書WGリーダー）。

- ・パワーポイントには、意見（案）には書かれていない具体的な説明が含まれていた。例えば、「2-4-2 地域社会への影響」について、パワーポイントでは「ダム計画により移転を余儀なくされた住民への誠意ある対応が必要である。従来計画の変更に伴う地域の混乱に対して誠意ある対応が必要である」と書かれている。また、「4-2-2 京都府の新規利水」のパワーポイントには「必要性についての検証が不十分である」と書かれている。パワーポイントの説明内容を意見（案）に追加して頂きたい。

←意見（案）だけではわかりにくいと思ったので、パワーポイントでは補足的な説明を加えた（ダム意見書WGリーダー）。

←「地域社会への影響」に関するパワーポイントの説明は、「1-4-4 地域社会への影響」も書かれているので、改めて追加する必要はない。

←委員はいろいろな意見を持っていると思うが、最大公約数的な委員会の意見書として認めるかどうか重要だ。意見書への異なった意見がある場合は、少数意見として取り上げて頂きたい。

←「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（案）」は、各委員の意見を最大限活かした原案だ。委員の意見がすべて反映できたわけではないため、意見書の基本的な考え方について異なった意見を持っている委員もいるだろう。委員会としての意見書とすることに反対はしないが、委員個人としての異なった意見がある場合は、少数意見として意見書に付して河川管理者に提出するようにしたい（委員長）。

←ダム意見書WGの審議結果であれば、意見（案）の記述でよい。少数意見として意見を提出したい。

- ・ダムの地元の地域社会への対応は、地域によってそれぞれ違うとは思いますが、基準やルールが必要だ。河川管理者に淀川水系での経験を整理して全国で役立ててもらうように意見を言う必要がある。また、各地域の要望（例えば、余野川ダムの代わりの恒久遊水地）と流域委員会の意見（環境の回復・復元）との調整についても意見を述べておいた方がよい。
- ・今回の意見書の要約版や比較版を出してはどうか。

←運営会議で検討したい。現在、流域委員会の活動や意見をわかりやすくまとめたパンフレットを作成している。パンフレットに今回の意見書の概要を含めるよう検討している（委員長）。

- ・「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」について地域住民と議論をする場が必要だ。

4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者6名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・第4回木津川上流部会で配布された河川管理者の岩倉峡流下能力に関する審議資料を批判した

い。①平成5年以前の観測データが切り捨てられている。②洪水痕跡に年月日時につながる根拠がない。単なる誤差の範囲とされている。③不等流計算には無理がある。うまくやれているかどうか、学者でも意見が分かれるところだ。「57km 地点以降はいくらでも水が流れる」として32年間の観測データを用いて検討すればより正確な値が出る。今回の河川管理者の検討は相当な誤差を含む検討となっているので、徹底的に再検討しなければならない（参考資料1 No681）。基本的には意見書に賛成するが問題点もある。①「1 はじめに」の「ダムは産業発展・安全に貢献した」は過大評価だ。②基本高水では「目標達成の目処が立たない、ダム計画が進まない」とあるが、そもそも、基本高水は高すぎる、無理のある計画だ。③ダム建設の条件はあくまでも「事業中の5ダムに限る」と指摘しておくべき。④ダムが「地域の発展に大きな役割を果たしてきた」とあるが、月ヶ瀬では高山ダム以後、衰退につながっている。「地域の開発に大きな役割を果たした」と改めるべき。⑤「社会的合意という要件が欠落している」とあるが、この言葉は軽すぎる。「重大な不備だ」と指摘すべき。⑥川上ダムの項の最後に活断層のトレンチ調査の必要性について記述すべきだ。

- ・地域住民は1500m³/s 整備のための塔の島地区河床掘削に反対だ。掘削は景観に悪影響を及ぼすため、慎重に検討しなければならない。景観の復元は締切堤等の撤去で可能だ。重要な課題であるにも関わらず、塔の島地区整備検討委員会の内容が流域委員会に報告されていない。第2回検討委員会で本川掘削による流下能力の検討として3つの案等が示されたが、流域委員会には報告がなく、流域委員会からも説明の要望がない。流域委員会の審議が現場の状況と乖離してしまっているのではないか。琵琶湖後期放流1500m³/sの放流能力を天ヶ瀬ダムが持ったとしても、工事实施基本計画で宇治橋付近の基本高水が1500m³/sと規定されているので、活用できない。天ヶ瀬ダム後期放流は大きいほど好ましいという意見もおかしい。景観保全が問題になっている地域としては受け入れられない。1500m³/s 放流のために宇治川下流の堤防強化が必要になる。河川整備は必要最小限にとどめるべきだ。意見書の「1500 万 m³/s への増大は工事实施基本計画に踏襲されたもので根拠がない」という指摘は重要だ。根拠について説明して頂きたい。
- ・意見書には、まだまだ住民の意見が反映されていない。委員を公募してやり直すべき。ダムの予算が不明ということだが、河川管理者は中央省庁に要求を出しているはずだ。委員会に提出し、地元住民にも説明をすべき。河川分科会の基本方針に関する審議に流域委員会の意見が反映されていない。予算の無駄遣いではないのか（参考資料1 No. 679）。
- ・川上ダムの上流の住民だが、ダム計画が出た40年前から道路等の環境が悪いままだ。平均年齢は67歳、小学生は7名。小学校は廃校になり、郵便局や駐在所もなくなった。文化的生活とはほど遠い過疎地の住民のことも考えて頂き、地元を見て頂きたい。
- ・丹生ダムと川上ダムは水資源開発基本計画（フルプラン）に位置づけられているが、丹生ダムは利水者総撤退なので、水資源開発機構が事業者ではあり得ない。河川管理者から説明がなかったことは問題だ。以前に霞ヶ関に確認したところ、水部の担当者も需給想定調査票の存在を知らなかった。そういう状況で「丹生ダムと川上ダムは継続する」という議論がなされている

のは異常だ。委員会は必要な資料を請求した上で議論すべき。丹生ダムサイトにはイヌワシが生息している。近隣の流域で予定されていた関電のダムはイヌワシを理由に中止した。丹生ダムサイトのイヌワシは、一地域の種の保存に限った問題ではない。ダム計画地での住民の苦しみは当然だろうと思うが、徳山ダムの場合は、移転住民のご理解を頂きつつあると思っている。移転住民は、残存山林等について、ダム後も苦しみ続ける。「ダムと引き替えに道路等を建設する」という行政の手法そのものが批判されるべきだ。意見書の「ダムが地域の発展に多大な貢献をしてきた」という記述には疑問を感じる。高すぎる基本高水を前提にした整備計画原案が出てくるのであれば批判されるべきだ。異常渇水対策もコストを考えれば笑止な案だ。三重県の利水はダム事業継続のためだけのものだ。きちんと精査すべき（参考資料1 No682）。

- ・第1次委員会の委員の中には、第2次委員会の審議経過を知らない人も多い。第1次委員会委員にも意見書を送付し意見を求めて頂くよう検討して頂きたい。

以上